

障害児支援の見直しについて

参考資料

障害者自立支援法の3年後の見直し

○ 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)(抄)

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律及び障害者等の福祉に関する他の法律の規定の施行の状況、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方等を勘案し、この法律の規定について、障害者等の範囲を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

障害者自立支援法の抜本の見直し(報告書)(抄)

平成19年12月7日

与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム

Ⅲ 見直しの方向性

5 サービス体系の在り方

障害児のサービス体系の在り方については、児童の福祉の向上、自立支援、障害児を抱える家族の支援、保育施策など児童に対する一般施策や特別支援教育との連携の強化等の視点から検討。その際、児童相談所による措置との関係や、障害児のサービスの実施主体の在り方にも留意。

障害児支援の見直しに関する検討会の開催について

検討会の開催状況

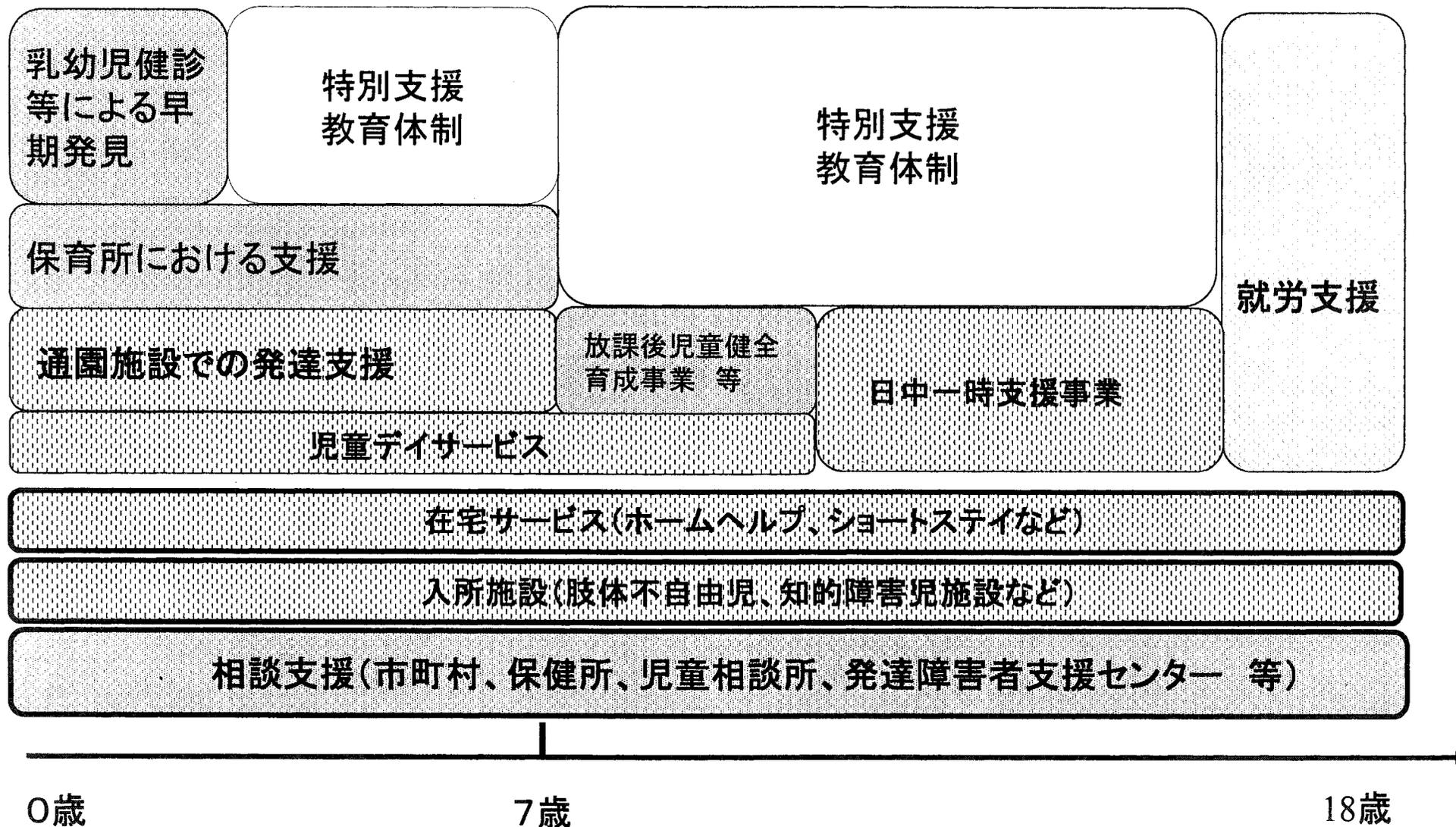
(メンバー)

第1回	日時:3月18日(火) 議題:現行の障害児支援施策等について	市川 宏伸 (都立梅ヶ丘病院長)
第2回	日時:4月15日(火) 議題:関係団体からヒアリング	◎柏女 霊峰 (淑徳大学教授)
第3回	日時:4月25日(金) 議題:関係団体からヒアリング	北浦 雅子 (全国重症心身障害児(者)を守る会会長)
第4回	日時:5月12日(月) 議題:障害の早期発見・早期対応策について 就学前の支援策について	君塚 葵 (全国肢体不自由児施設運営協議会会長)
第5回	日時:5月30日(金) 議題:就学前の支援策について 学齢期・青年期の支援策について	坂本 正子 (甲子園大学教授)
第6回	日時:6月10日(火) 議題:ライフステージを通じた相談・支援の方策について 家族支援の方策について	坂本 祐之輔 (東松山市長)
第7回	日時:6月16日(月) 議題:入所施設の在り方について 行政の実施主体について	柴田 洋弥 (日本知的障害者福祉協会政策委員会専門委員)
第8回	日時:6月24日(火) 議題:論点整理①	末光 茂 (日本重症児福祉協会常務理事)
第9回	日時:7月 4日(金) 議題:論点整理②	副島 宏克 (全日本手をつなぐ育成会理事長)
第10回	日時:7月14日(月) 議題:とりまとめ①	田中 正博 (全国地域生活支援ネットワーク代表)
第11回	日時:7月22日(火) 議題:とりまとめ②	中島 隆信 (慶應義塾大学客員教授)
		橋本 勝行 (全国肢体不自由児者父母の会連合会会長)
		松矢 勝宏 (目白大学教授)
		宮崎 英憲 (東洋大学教授)
		宮田 広善 (全国肢体不自由児通園施設連絡協議会会長)
		山岡 修 (日本発達障害ネットワーク副代表)
		渡辺 顕一郎 (日本福祉大学教授)

以上17名

障害児の支援体制について

対象児童：肢体不自由児、知的障害児、発達障害児など



1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査について

(母子保健法第12条)

市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 1 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
- 2 満3歳を超え満4歳に達しない幼児

健康診査の内容

○1歳6か月児健康診査(母子保健法施行規則第2条第1項)

母子保健法第12条の規定による満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児に対する健康診査は、次の各号に掲げる項目について行うものとする。

- 1 身体発育状況
- 2 栄養状態
- 3 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 4 皮膚の疾病の有無
- 5 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 6 四肢運動障害の有無
- 7 精神発達の状況
- 8 言語障害の有無
- 9 予防接種の実施状況
- 10 育児上問題となる事項
- 11 その他の疾病及び異常の有無

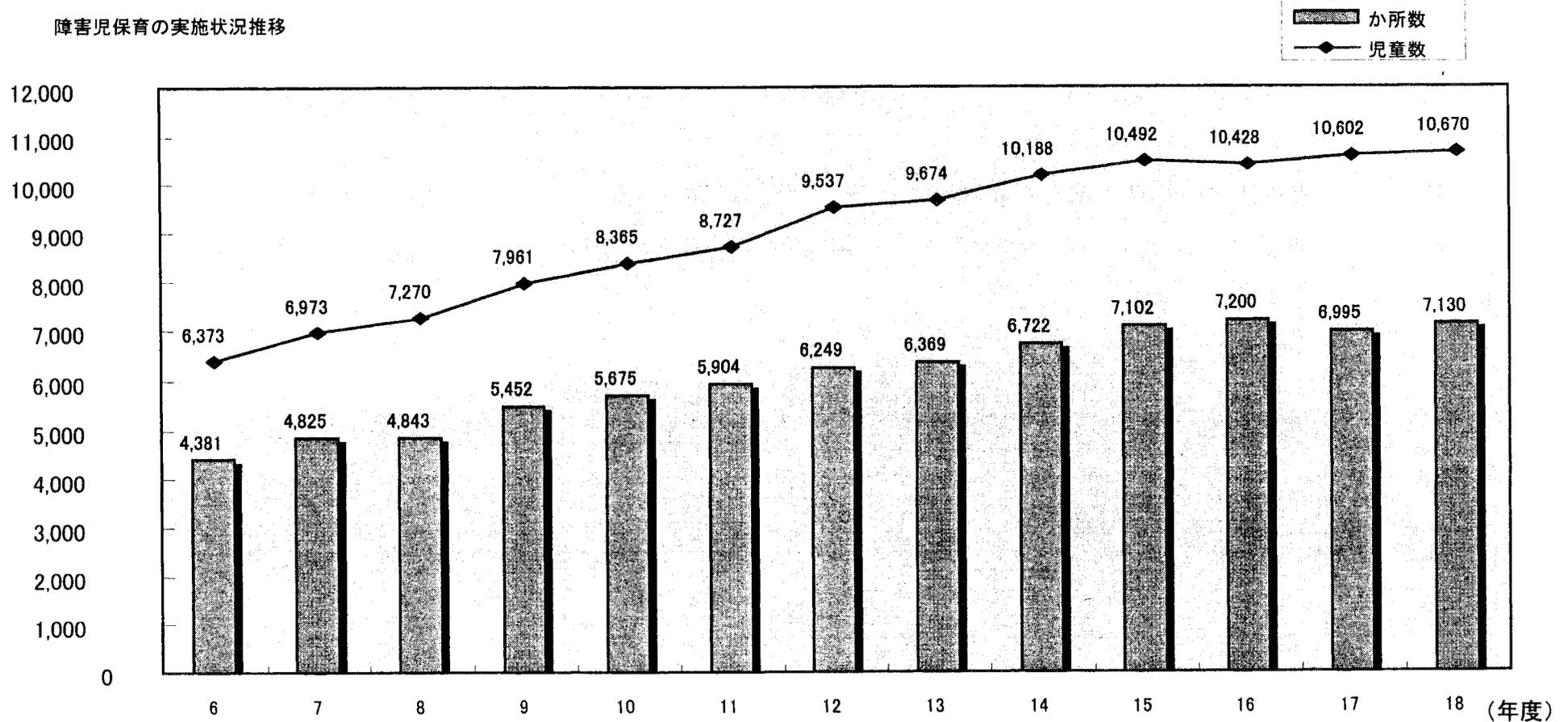
○3歳児健康診査(母子保健法施行規則第2条第2項)

法第12条の規定による満3歳を超え満4歳に達しない幼児に対する健康診査は、次の各号に掲げる項目について行うものとする。

- 1 身体発育状況
- 2 栄養状態
- 3 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 4 皮膚の疾病の有無
- 5 眼の疾病及び異常の有無
- 6 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- 7 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 8 四肢運動障害の有無
- 9 精神発達の状況
- 10 言語障害の有無
- 11 予防接種の実施状況
- 12 育児上問題となる事項
- 13 その他の疾病及び異常の有無

障害児保育の実施状況について

障害児保育の実施状況推移



※児童数は、特別児童扶養手当支給対象児童数

	実施か所数	全保育所数に占める割合	受入れ児童数(人)	全利用児童数に占める割合
平成17年度	6,995 (-205)	31.0%	10,602 (+174)	0.53%
平成18年度	7,130 (+135)	31.4%	10,670 (+68)	0.53%

※()は対前年度増減数
 ※全保育所数、全利用児童数に占める割合の欄は、各年4月1日現在の全保育所数、全利用児童数を使用し、算定。

障害児施設等の体系

入所施設：467カ所（24,527人） 通所施設：378カ所（12,335人） 児童デイサービス：1092カ所（32,329人）

		根拠法令	施設の性格
身体障害児	肢体不自由	入所施設	肢体不自由児施設 62カ所 2,730人
		通所施設	肢体不自由児療護施設 6カ所 237人
	視覚・聴覚・言語障害	入所施設	肢体不自由児通園施設 99カ所 2,608人
		通所施設	盲児施設 10カ所 137人
	重複(身・知)障害	入所施設	ろうあ児施設 13カ所 165人
		通所施設	難聴児通園施設 25カ所 746人
知的障害児	重複(身・知)障害	入所施設	重症心身障害児施設 115カ所 11,215人
		入所施設	知的障害児施設 254カ所 9,808人
	知的障害児	入所施設	自閉症児施設 7カ所 235人
		通所施設	知的障害児通園施設 254カ所 8,981人
三障害		児童デイサービス 1,092カ所 32,329人	
		児童福祉法第43条の3	肢体不自由の児童を治療し、独立自活に必要な知識、技能を与える。
		児童福祉法第43条の3 (最低基準第68条)	病院に入所することを要しない肢体不自由のある児童であつて、家庭における療育が困難なものを入所させ、治療及び訓練を行う。
		児童福祉法第43条の3 (最低基準第68条)	肢体不自由の児童を通所によって治療し独立自活に必要な知識技能を与える。
		児童福祉法第43条の2	視覚障害児童を入所させ、独立自活に必要な指導又は援助を行う。
		児童福祉法第43条の2	聴覚・言語障害児童を入所させ、独立自活に必要な指導又は援助を行う。
		児童福祉法第43条の2 (最低基準第60条)	強度の難聴の幼児を保護者のもとから通わせて、必要な指導訓練を行う。
		児童福祉法第43条の4	重度の知的、重度の肢体不自由が重複している児童を入所させ、治療及び養護を行う。
		児童福祉法第42条	知的障害の児童を入所させ、保護するとともに独立自活に必要な知識技能を与える。
		児童福祉法第42条 (最低基準第48条)	自閉症を主たる症状とする児童を入所させ、独立自活に必要な知識技能を与える。
		児童福祉法第43条	知的障害の児童を日々保護者のもとから通わせて保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える。
		障害者自立支援法 第5条第7項	日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う事業。

※施設数及び在所者数は、平成18年10月1日現在(平成18年度社会福祉施設等の調査の概況より)。

障害児通園施設等の概要

○ 児童福祉法に基づく通所施設

施設類型	根拠法令	施設の性格	施設数	利用者数
知的障害児通園施設	児童福祉法43条 (昭和32年)	知的障害のある児童を日々保護者の元から通わせて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設。	254か所	8,981人
難聴幼児通園施設	児童福祉法43条2 (昭和50年)	ろうあ児施設のうち、強度の難聴の幼児を保護者の下から通わせて指導訓練を行う施設。	25か所	746人
肢体不自由児通園施設	児童福祉法43条の3 (昭和38年)	肢体不自由児施設のうち、通所による入所者のみを対象とする施設。	99か所	2,608人

○ その他の通所施設

施設類型	根拠法令	事業の性格	施設数	利用者数
児童デイサービス	障害者自立支援法第5条第7項 (昭和47年から補助事業として実施)	日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う事業。	1,092か所	32,329人

施設類型	根拠法令	事業の性格	施設数	利用者数
重症心身障害児(者)通園事業	予算事業 (平成元年よりモデル事業)	重症心身障害児(者)に対し、日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行うことにより、運動機能等低下を防止するとともにその発達を促し、併せて保護者等に家庭における療育技術を習得させ、在宅福祉の増進に資する事業	280か所	—

社会福祉施設等調査報告(H18. 10. 1現在)

重症心身障害児(者)通園事業は、障害福祉課調べ(H20. 4. 1現在)

障害児通園施設等の概要(基準等)

○ 児童福祉法に基づく通所施設

施設類型	実施主体	対象者	職員の職種		設備基準	利用の実態等
知的障害児通園施設	都道府県 指定都市 児相設置市	知的障害のある児童	児童指導員 保育士	嘱託医 栄養士 (調理員)	指導室、遊戯室、屋外遊戯場、医務室、静養室、相談室、調理室、浴室又はシャワー室、便所	利用に当たっては、児童相談所長の意見(判断)が必要 整備に当たっては、整備費の国庫補助がある。
難聴幼児通園施設		強度の難聴(難聴に伴う言語障害を含む)幼児。	児童指導員、保育士 聴能訓練担当職員、 言語機能訓練担当職員		遊戯室、観察室、医務室、聴力検査室、訓練室、相談室、調理室、便所	
肢体不自由児通園施設		肢体不自由児のある児童	診療所として必要な職員、 児童指導員、保育士、看護師、 理学療法士又は作業療法士	診療所として必要な設備、 訓練室、屋外訓練場、相談室、調理室		

○ その他の通所施設

施設類型	実施主体	対象者	職員の職種		設備基準	利用の実態等
児童デイサービス	市町村	障害児(知的・身体・精神) (グレーゾーンも可)	サービス管理責任者 児童指導員又は保育士	管理者	指導訓練室(必要な機械器具等を備えたもの)、サービス提供に必要な設備、備品	利用は実施主体の支給決定による 整備費の補助制度なし。

施設類型	実施主体	対象者	職員の職種		設備基準	利用の実態等
重症心身障害児(者)通園事業	都道府県 指定都市 中核市	重度の知的障害と 重度の肢体不自由が重複している児童	児童指導員又は保育士 理学療法、作業療法、言語療法等を担当する者 医師、看護師	施設長	A型は、訓練室、集会室兼食堂、診察室、静養室、浴室又はシャワー室、便所、調理室 B型は、本体施設の設備を利用	利用は、実施主体の決定(重心の判定があるため、児相に確認しているのではないか。)一部補助有

障害児通園施設等の概要

○ 児童福祉法に基づく通所施設

〈定員規模30人単位 地域加算がない場合〉

施設類型	予算	最低基準	単位	21日利用した場合	その他
知的障害児通園施設	法律に基づく負担金 国 1/2 都道府県 指定都市 } 1/2 児童相談所 設置市	児童指導員・保育士の総数は、通じておおむね乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び少年の数を7.5で除して得た数の合計数以上、嘱託医	663単位 (+264単位)	139,230円 (幼児 194,670円)	調理に係る費用は含まれていない。(原則自己負担)
難聴幼児通園施設		児童指導員、保育士、聴能訓練担当職員、言語訓練担当職員の総数は、通じておおむね幼児4人につき1人以上(聴能訓練担当職員・言語機能訓練担当職員はそれぞれ2人以上)、嘱託医	1,019単位	213,990円	
肢体不自由児通園施設		診療所として必要な職員、児童指導員、保育士、看護師及び理学療法士又は作業療法士	316単位 (+医療費)	66,360円+医療費	

○ その他の通所施設

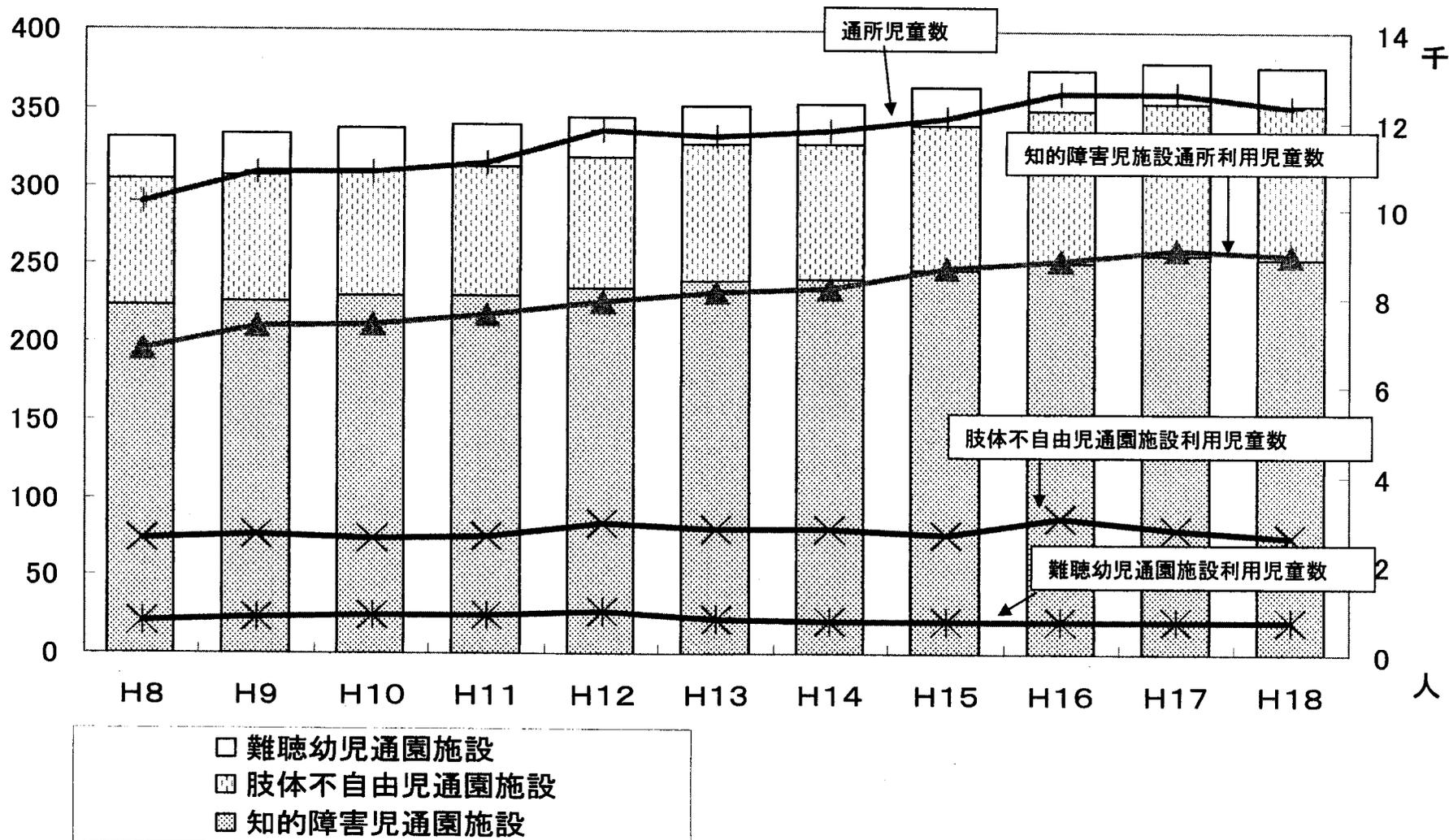
〈定員規模11~20人単位 地域加算がない場合〉

施設類型	予算	指定基準	単位	21日利用した場合	その他
児童デイサービス	法律に基づく負担金 国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4	サービス管理責任者 児童指導員又は保育士 10:2	508単位 (10人は、 754単位)	11~20人規模 106,680円 (10人規模 158,340円)	食事は、事業化されていない。

施設類型	予算	補助基準	単価	その他
重症心身障害児(者)通園事業	予算補助 国 1/2 都道府県 指定都市 } 1/2 中核市	児童指導員又は保育士、理学療法、作業療法、言語療法等を担当する者、医師、看護師	月額(事務費) A型 3,099,440円(206,629円) B型 1,320,780円(264,156円)	この他に、事業費を支給利用者は、飲食物費につき、負担。

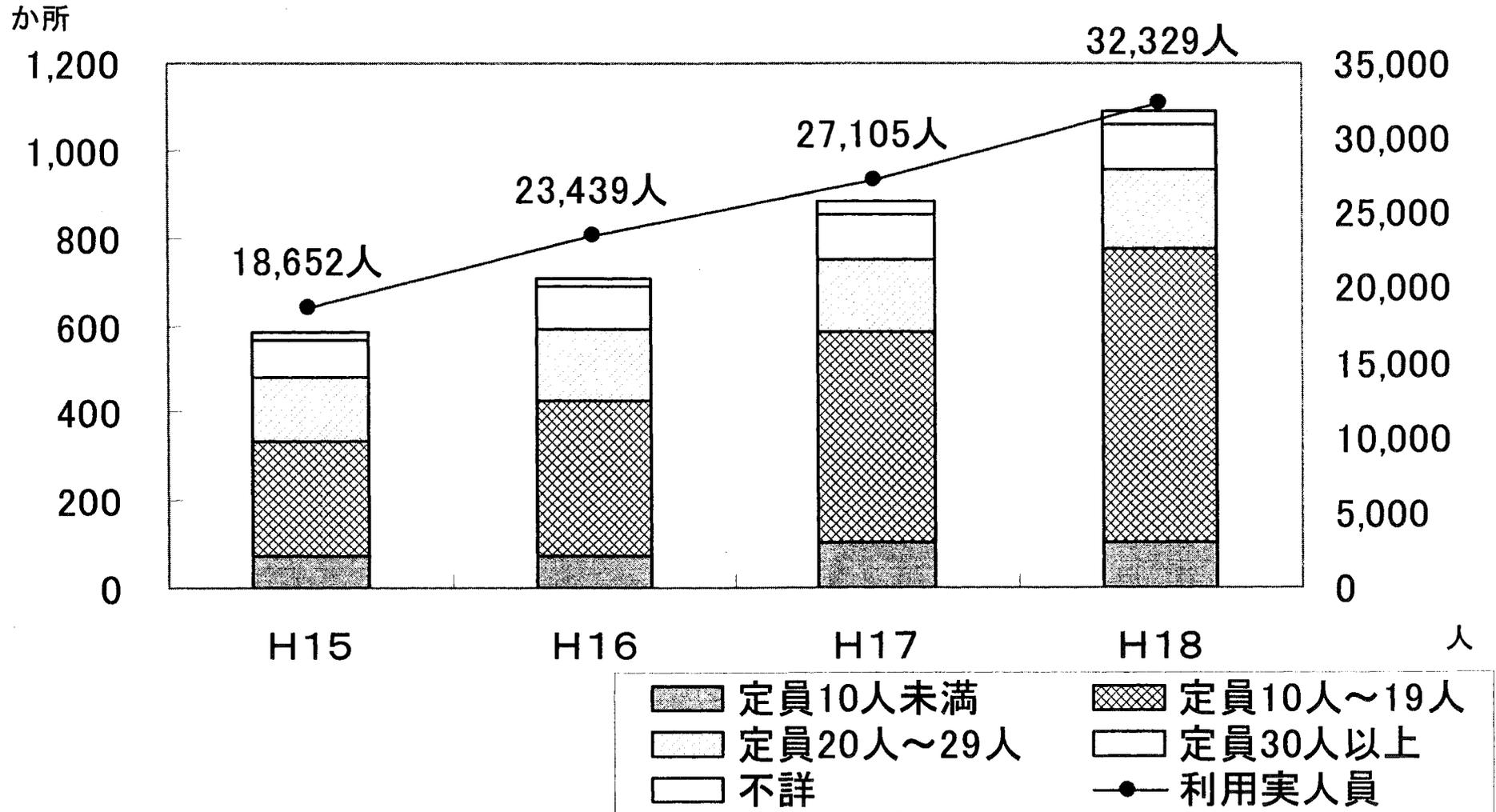
障害児施設の施設数及び利用児童数の推移(通所施設)

か所



〈社会福祉施設等調査報告〉

児童デイサービスの施設数及び利用児童数について



〈社会福祉施設等調査報告〉